

工事費内訳書の提出について

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律及び適正化指針の改正に基づき、入札に当たって適正な見積り・積算の努力の促進を図るため、建設工事の入札について、次のとおり工事費内訳書の提出を求める。

1 対象工事

入札に付するすべての工事

2 提出方法

電子入札システムを使用して入札書を提出する際に、添付して提出するものとする。ただし、ファイルの容量等の問題により電子入札システムでの提出ができない場合は、書面で提出することができるものとする。

なお、書面参加者は、書面により工事費内訳書を作成し、必要事項を記載した封筒に封入して、入札書を提出する際に提出する。

3 様式等

指定の様式は定めないが、参考様式に準じて次の事項を記載すること。

- ・入札年月日
- ・工事名及び工事場所
- ・入札者の住所、商号又は名称、代表者名及び代表者印（電子入札システムにより提出する場合は押印不要。）
- ・当該工事の設計書（金抜き）の各項目（※）及び金額
※土木関連工事：工種（レベル2）まで、建築関連工事：科目まで

4 審査基準

次に該当する場合は、入札を無効とする。

- ・工事費内訳書が提出されていない場合
- ・工事費内訳書に業者名の記名・押印がない場合（押印は、電子入札システムにより提出する場合を除く。）
- ・工事費内訳書に当該工事の工事名・工事場所が記載されていない場合（工事名に著しい誤りがあり、工事の特定が困難な場合を含む。）
- ・工事費内訳書の合計金額と入札金額が異なる場合
- ・工事費内訳書に記載すべき項目の記載がない場合（値引き、端数処理、その他積算の根拠が不明瞭な記載がある場合を含む。）

5 その他の取り扱い

- ・提出された工事費内訳書の引換え、変更又は撤回（取消）は認めない。
- ・提出された工事費内訳書は、返却しない。
- ・提出された工事費内訳書は、必要に応じ公正取引委員会及び警察に提出する。
- ・提出された工事費内訳書は、福山市情報公開条例に基づく開示の対象となる。

6 実施期日

2015年（平成27年）4月1日